

10月8・9日青葉シンボルロードで開催された静岡市消費生活展で、消費者クイズを実施しました。「消費者ネットしずおか」の存在と活動を知っていただくための出店でしたが、市民の方々と有意義な時間を持てました。避けて通り過ぎようとする方の目の前に質問シートを見せると「やってみます！」という返事が多くて驚きでした。質問が生活に密着した内容だったからでしょう。つまりそれだけ消費者問題というのは日常生活のあちこちに潜んでいるという事ですね。(アンケート結果は次ページに掲載)

## 2016年度・第2回役員会議事録

日時：2016年11月7日(月) 10:00~11:45

会場：静岡県司法書士会館

### 1. 報告承認事項

(1) 第1回役員会議事録

### 2. 検討事項

(1) 静岡市消費生活展の振り返りと来年以降について

有意義な活動なので来年以降も出展する方向で調整する。

(2) 消費生活専門相談員試験対策講座の2017年度開催について

消費者ネットは東西に長いという静岡県内を平等にカバーするために今後も中部での開催を予定。開催の事前周知を徹底するために早めに企画を決定し、関係部署への周知徹底に努める。

(3) 消費者問題講座の自治体との共同開催について現況報告と来年に向けて

(4) ネットHPの会員ページについて

フォームは完成。会員限定で共有し、会員にメリットがあるような内容にする。アップしたい会員は事務局にコンテンツを送りそれを事務局で随時アップする。  
例) 定期勉強会で取り扱った消費者相談の内容とその考え方と対応など。

### 3. 報告事項

(1) 消費者教育推進県域協議会のワーキンググループと第2回協議会の動き

(2) 地方消費者フォーラム実行委員会に参加

2017年2月24日(金) 三重県津市で開催

(3) 各団体の情報交換・・・給付型奨学金制度創設を求めるアピールに団体として署名する。

★次回役員会日程 2017年1月30日(月) 10時~12時

★第3回定期勉強会日程 2017年1月21日(土) 14時~16時



## 《静岡市消費生活展でのアンケート調査》

### ★ 問題

- ① 契約書を作らなくても、口約束で契約は成立する？
- ② 「クリスマスに届ける」という約束で、クリスマスツリーを注文したのに、クリスマスまでに届かなかった。契約を解除（なかったことに）できる？
- ③ 1か月前、不意にセールスマンが訪ねてきて、その勢いにのまれて10万円のふとんを買ってしまった。その時、代金は支払い、布団を受け取ったが、契約書や領収書など、布団の他には何ももらっていない。1か月前の話なのでもうクーリングオフはできない？
- ④ 昨日、道を歩いていたら呼び止められ、お店に連れて行かれて、高価な化粧品6個セットを買ってしまった。一度使ってしまったので、クーリングオフはできない？
- ⑤ ググったサイトにアクセスをしたら、いきなり「契約は成立！5万円を振込んでください！すぐに支払えない方は、こちら（03-XXXX-XXXX）に連絡を！」という警告文書が表示された。すぐに5万円も払えないので連絡したほうがよいか？

### ★ 正答率：

①51.5% ②82.1% ③60.4% ④67.2% ⑤86.6%

有効回答数 134人（男性42人、女性73人、10代～70代以上）

### 第3回役員会

日時：1月30日(月)10:00-12:00

場所：ユーコープしずおか県本部

※オフサーバー参加ご希望の方は  
事務局まで

### 【2016年度第3回定期勉強会】

日時：1月21日(土)  
午後2時～4時

会場：静岡県司法書士会館  
(駿河区稲川1-1-1)

参加費：500円

問合せ：ネットしずおか事務局

### ～ 情報あれこれ ～

#### ★ 消費者講座の講師養成について

消費者ネットしずおかは2017年度に向けて、各自治体からの消費者講座への講師派遣要請に対応できるよう講師を養成する必要があることを確認しました。来年度から、講師活動ができる人材を育成するための勉強会を開催します。

講師養成講座のネット通信やHPでお知らせをしますので資格を持たない会員さんもふるってご参加ください。

#### ★ しずおか消費者教育未来会議 フューチャーセッション

会員である「静岡大学消費生活研究サークル」を含めたしずおかの若者が、魅力ある社会について、考え、気づき、発信するため「若者の、若者による、若者のための消費者教育」をコンセプトとした『しずおか消費者教育未来会議』に参加し、第1回が開催されました。